平成２１年（フ）第６６０号
兵庫県芦屋市山手町14番８―711号
破産者　アサヒ金属工業所こと　阪上　三城
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８３号
兵庫県芦屋市高浜町２丁目２―1423、前住所地大阪府貝塚市清児665番地３　２―1101
破産者　森川　邦子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１号
滋賀県湖南市水戸町21番地２、前住所兵庫県尼崎市西難波町４丁目８番35号
破産者　向井　將之
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１３号
長野県松本市大字島内3570番地１　シティーハイムエイシュンＡ―102、申立時の住所兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号
破産者　松本利佳子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２０号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目29番８号　重田ハイツⅢ206号、前住所兵庫県尼崎市東七松町１丁目12番18号　エクセルコート303号
破産者　大藏　幸恵
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６９号
兵庫県西宮市甲陽園東山町１番35―102号
破産者　伊藤　昭紀
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―238号
破産者　舟津　清一
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９９号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―238号
破産者　舟津　朗子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６７号
兵庫県姫路市山野井町144番地１　ベルフラワー嵐山405号
破産者　治田　　元
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７５号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番１―505号
破産者　大栄ガラスこと　井上　正秀
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３１１号
愛媛県松山市東方町甲2230番地１
破産者　山内孔次郎
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
愛媛県松山市東野１丁目８番41号　第一成田マンション301号
破産者　田中　靖子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
愛媛県松山市東垣生町356番地９
破産者　三井　孝行
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１３号
愛媛県今治市波方町樋口2224―７　ハピネスＣ号棟202号室、住民票上の住所愛媛県松山市鷹子町757番地１　サーパス鷹子207号
破産者　西岡　勝也
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２２９６号
横浜市保土ヶ谷区常盤台31―５　保土ヶ谷常盤公園パークホームズ101号、住民票上の住所北海道恵庭市白樺町２丁目３番９号
破産者　谷川　純一
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４号
札幌市豊平区月寒東４条18丁目２番32号　ユニゾン月寒東Ｆ―202号
破産者　坂本　康次
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７０号
仙台市青葉区旭ヶ丘３丁目16番18号　ルナパレス旭ヶ丘Ａ―３
破産者　黒崎　史朗
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
仙台市泉区住吉台西４丁目23番地の12
破産者　伊藤美津弘
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
仙台市青葉区愛子東５丁目12番３号
破産者　伊藤　城行
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係